

海ごみサミット 2012 亀岡保津川会議実行委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、海ごみサミット 2012 亀岡保津川会議実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、海ごみサミット 2012 亀岡保津川会議（以下「会議」という。）の企画・立案と円滑な実施、さらには、海岸漂着物の発生抑制対策の推進に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する団体及び機関等をもって組織する。

(委 員)

第4条 実行委員会委員は、前条に規定する団体及び機関等から推薦される委員をもって構成する。

(事 業)

第5条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 会議及び関連事業の実施、運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他、目的達成に関すること。

(役 員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 会長は、亀岡市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は実行委員会の同意を得て会長が選出する。

4 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、実行委員会の会計を監査する。

7 会長は、実行委員会の事業を円滑に実施するため、必要に応じて、参与を置くことができる。

(会 議)

第7条 実行委員会は、会長が招集して議長となり、第5条に定める事項について協議決定する。

2 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認める場合は、委員及び役員以外の者に、アドバイザー又はオブザーバーとして会議への出席を求めることができる。

(部 会)

第8条 会議を具体的に実行するため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会を置く場合においては、部会長を置くこととする。

3 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となり、第5条に定める事項の具体的な事項について協議決定する。

4 必要に応じ部会に他の委員及び当該事業の主旨に賛同するボランティア等も出席することができる。

(会長の専決)

第9条 会長は、会議を招集するいとまのないとき、又は軽易な事項については、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の実行委員会に報告するものとする。

(経 費)

第10条 実行委員会の経費は、関係団体の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第11条 実行委員会の収支予算は、実行委員会の議決によって定め、収支決算は、監事の監査を経て実行委員会の承認を得なければならない。

(会計期間)

第12条 実行委員会の会計は、平成24年4月1日に始まり、平成25年2月28日に終わる。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務局は、亀岡市と特定非営利活動法人 プロジェクト保津川とが協働で運営する。

(解 散)

第14条 実行委員会は、全ての事業が終了し、収支決算の承認を得たときに解散する。

(補 則)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月27日から施行する。